**平成29年度　第3回大阪府景観審議会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

開催日時： 平成29年12月8日(金)　13:30～15:30

出席委員： 加藤(晃)部会長、嘉名委員、下村委員、長町委員、野呂委員、横山委員、若本委員、加藤（精）委員、鈴木委員、高見委員、武田委員奥田委員、藤原委員、東房委員、久委員、藤本委員、山岸委員

【司会】

　それでは議事に入らせていただきます。議事は景観審議会規則第５条１項の規定により会長が行うこととなっております。会長よろしくお願いいたします。

【委員】

　今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

　立派な会議場です。以前は何に使われていたのでしょうか。凝ったデザインで、ギャラリーに上から覗き込まれそうな形でございます。

　第３回大阪府景観審議会をもって答申（案）を皆様に議論していただいた上で答申するということでございますのでよろしくお願いいたします。これまで２回、専門部会を行なって参りました。本日はそれを受けてのご意見をいただければなと思っております。

　では答申（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

　資料説明

【委員】

　中間とりまとめ以後の部分を重点的にご説明いただきましたが、１３ページの景観づくりの方向性から６、７、８章あたりで内容がかなり文章化されております。そこを中心に各委員にご意見、足らざるところ、蛇足であるところがもしあれば積極的にご指摘いただきたいと思います。

　方向性、１３、１４ページは大きく変わっていないようです。６章あたりはよろしゅうございますか。では次の１５ページ、方向性の中に位置づけられる「取組方針」が具体的に道路軸、河川軸、山並・緑地軸、湾岸軸、歴史軸、土地利用、夜間景観という形で７章が記述されてございます。その中で「重点項目」が挙げられており、これはどんな位置づけなのかということですが、これは大阪府のほうで重点的に取り組んでいきたい、予算化できればしていきたい、制度化していきたい、そういう見通しを「重点項目」の部分に挙げていると伺っています。足らざるところがあるというご意見もあると思います。

　では１８ページのほうに入っていきます。「実現に向けた視点と取り組み」ということで大きく３つ１８ページに記載して以下具体的に展開しております。８章ですね。後半作業部会は特に８，９章あたりを議論して参りました。

【委員】

　１点目は１９ページの「①適切な規制誘導による景観づくり」のところで「まちづくり団体の認定や建築協定等と連動した規制誘導の検討」と表現されていますが、景観協定という方法も景観を考えて行く上では、より効果的ではないかと思います。何故景観協定というものがあるのに「建築協定等」という表現になっているのかを教えていただきたい。

　２点目は２３ページの「３ 景観づくりの担い手を育成し、大阪の魅力を創出し、発掘する」の中の「市町村の景観行政団体化の促進」ということで「景観づくりに携わる職員の人材育成に努める」とされているのですが、例えば土木構造づくりに携わっていても、景観づくりに携わっているという認識をしていないというケースがたくさん見受けられます。また、その上土木構造物に対しての景観のチェックもされず、それが景観の阻害要因になっている。なので「景観づくりに携わる職員」を幅広い認識に読める内容にしたほうがいいのではと思います。

　つくっていくということに関しては積極的に書かれているのですが人が住まなくなったり、少子化に伴って住み手が居なくなったりという理由で放り出された空き家等どんどん無残に朽ちていきます。そういうことに対して景観が悪くなることに対しての対策も必要ではないかなと思いました。

【委員】

　１点目は「景観協定」という言葉を具体的に入れてはどうかということ。２点目は景観づくりに関わる職員だけではなく土木部局や建設サイドの人たちはここに入っているのかいないのか。３点目は空き家等々ということですが事務局としてはどうでしょうか。

【事務局】

　「景観協定」についてですが、確かに景観法に基づいて定めることができるということですので入れる方向で検討したいと思います。

２点目の「市町村の景観行政団体化の促進」に挙げた内容ですが、「景観づくりに携わる職員」というのは、土木部局、道路等の事業に携わる方の意識啓発も大事だと思っています。実は前のページに戻るのですが「府内連携の促進」ということで少し書かせていただいています。府の関係各課で構成する連絡調整会議を通じて「景観に関する検討を特別なものと捉えず、経過を意識することがあたりまえとなる組織風土づくり」ということで庁内向けに書いている部分です。これを市町村の職員に向けて書いていく必要があるとおもいますので調整させていただきたいと思います。

空き家のご指摘については１９ページの「景観上重要な建築物等の活用促進」に「リノベーションによるまちづくり」ということで歴史的建造物についてはリノベーションして活用していく。下のほうに「歴史的建築物のリノベーションによる活用」として守口の古い住宅をカフェとしてリノベーションした写真をあげており、こういったことが空き家対策につながるのかなと考えております。表現は少し弱いですが空き家を意識した記載になっております。

【委員】

１つ目、２つ目はクリアなのですが、付け加えると本来は景観協定をうまく結ぶほうがより効果的ではないかと思います。どうしても行政側の意識が、ハードルが高いと思われるのか建築協定に持っていこうとされる傾向があります。建築協定と書かれると住民とともに考えている使い手として、行政は、景観協定を推進しないのかということになりますので是非ご検討いただければと思います。

３つ目の空き家についてですがリノベーションできるような歴史的な建築物であればつくるという意味でよく取り組まれるそれは重々承知ですが、そうではないもの、汚くてほったらかしになっている家が、駅前や景観に取り組んでいる地域などに、並ぶようなことが出てきたときに、それに対しての景観の考え方を示しておく必要があると思いました。

【委員】

　空き家でも景観阻害になるものについてということですね。

【事務局】

　空き家特措法が施行されて景観というよりも防犯、安全性の対策をしていかなければならない、そういう観点では空き家対策として、除却命令を打てるよう建築基準法に最終的に準用規定があるのですが阻害要因という意味では・・・。

【委員】

例えば１９ページの「方針・計画の提示」とありますけれど、この方針とか計画の中に空き家という負の遺産をどう扱うのかということを表現していくということも考えられます。

【事務局】

　ご指摘のあった安全、防犯面だけでなく景観面から阻害要因になるようなものは撤去していくべきというご指摘かと思いますので検討させていただきます。

【委員】

　書いておかないと認識されないし、大変な事態に陥ったときにルール化も難しいですよね。

【委員】

　全項目にわたり「夜間景観」の記述をしていただき、中間とりまとめ以降に追記された「夜間景観」の部分については全てこの内容で良いと思います。

さらに追記できないかと思っている項目が１つありましておそらく２１ページの項目の延長だと思うのですが例えば道路照明器具、手すり等の景観を形作るマテリアルについて指定品というものが市町村にあると思います。しかしその指定品がアップデートされていないことが景観の阻害要因になっている。具体的にいえば、昭和５０年代に決めた典型的な照明器具をそのまま指定品ということで使い続けざるを得ないということがあり、仮に景観に配慮する気持ちで道路担当者が力を入れなおそうとしてもそれに力を注ぐ必要が出てしまってやりにくいということが実際現場では起こっています。東京ですらそういうことがあります。そういう意味では景観資材、照明、手すり、その他皆様からもご意見いただいて・・それらの景観資材については現状の「景観施策に見合うものにアップデートされているかどうかを気にすること」みたいな形で文章化していただいて指定品の更新というのをご検討いただければと思います。

【事務局】

　確かに最近の照明等はハイスペックでなものも増えてきて、そういったものにアップデートしていくべきだというご指摘かと思いますが、各部局とも調整して検討させていただきます。

【委員】

　下水道事業で下水道の管というのは全て指定品なのです。最近は材料も新しいものがでてきていいものをつくれるのにも関わらず、「これは指定品ですから」と言われてしまい、不細工なものをあちこちにつけておられました。

【委員】

　照明器具は分かりやすいですが委員がおっしゃるよう他にもあります。

【事務局】

　特殊なもの、特注品はなかなか難しいと思います。コストの関係もあるのでどこまでできるかはわかりませんが手すり等今までの古いものだけでなく、デザイン等優れたものを意識して手すり等の指定品のアップデートをするということで土木部局と調整をさせていただきます。

【委員】

　２つあります。

　個人の責任みたいなものを表現できないかと思います。例えば素晴らしい景観があり、そこに１つ汚いものがあると全体の景観が台無しになる。具体的にいうとゴミ屋敷が素晴らしい景観の中にあると周辺の景観も汚く見えてしまう。法で縛れないのであれば外堀を埋めて責任を問えるようもっていかないといけない。

また、時代とともに価値観、世代が変わっていく中で、それを教えて繋いでいく、教育という観点を入れていかないとと思います。幼稚園、保育園の頃であれば郷土愛を教えるとかのカリキュラムを作る。小中高、特に府立大は特に景観において担う役目が大きいと思うのです。

【委員】

私有財産の景観阻害要因の扱いをどうするか、大学の役割が人材育成という観点で必要だというピンポイントなご指摘ですが。

【事務局】

　先ほどの空き家とも関連してゴミ屋敷等をどうするかということですが、２０ページの「⑤ルールとマナーの向上による景観づくり」で特定空き家のように措置するに至らないゴミ投棄等の景観阻害要因について、指導強化と強制的にやるには限界がありますので業界団体、住民団体と連携して除去活動や清掃活動でマナー向上につながる取り組みを行ない、府民の意識、マナーの向上、「景観阻害要因をなくしていきましょう」という雰囲気づくりをやっていくという形で対応していきたいと考えております。

　２点目の教育のご指摘についてですが、２３ページの「担い手の育成と景観づくりの継続」で「学校や地域社会における・・」と書かせていただいております。建築士会からも出前講座ということで各所に行っていただいております。大学との連携については研究機関として、本審議会にも大学教授も多くご出席いただいておりますが、公共事業等のアドバイザーというような連携は考えておるのですが、大学の学生との連携についてはストレートに記載していないのでこの部分に記載できないか検討します。

【委員】

２３ページの「学校や地域社会」は小中をイメージされているのですよね。委員のご指摘は中等、高等教育についてだと思いますが。

【委員】

　幼稚園、小学校の年代に景観といっても分からないので写真コンテストや絵画コンクールのように身近な景観を意識するようなことは幼いころからできます。逆に研究するということは高等、大学の役割だと思います。教育の枠を広く検討してほしい。

【委員】

まちづくり学科という学科がありますが景観の政策学科を作ったらどうかということですかね。芸大もたくさん中之島でも貢献されています。「光の饗宴」「ルネサンス」とかアートサイエンスとかで作品が出されています。また、神戸市には景観政策課というのがあります。まちづくりでお茶を濁している時代から景観政策課が正面に出て頑張っているのです。

【委員】

　１７ページにある「特性に応じた取り組み方針」に「夜間景観」「臨海部コンビナートがつくりだす魅力的な夜間景観」とあるのですが全国工場夜景都市協議会というものがあります。平成２３年から全国工場夜景サミットが第１回川崎市で開催されて当時は４市でスタートし、その後４市加盟、今年度は堺市と高石市が加盟し、現在全国で１０団体となりました。１１月２２日に四日市市で９回目のサミットを開催しました。

府のほうにもご協力をいただかねばならないのですが工場夜景は何も費用がかからない。バスツアーや船に乗って夜景を見るというような色んな企画をやっている。現在、工場夜景のマニアが結構おりましてバスツアーでも募集人数より多くの応募があります。

この施策を活かすとともに前に進める方向性で次の２０ページにもありますように水上交通からの景観を高めると。これは当然市町村との連携を高めることも含めて府の考え方を地元市と色んな協議の中で良案を出していきながら特性を活かしていただけたらと思います。コンビナート工場夜景的な地元市との協議が行われているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

　現時点で市町村と工場夜景についての協議会があるのかどうかというのは把握できておりません。申し訳ございません。ただ、高石市の商工会議所にお聞きして夜間景観ツアーをやっているということをお伺いし特に水上交通に関しては積極的に進めたいと伺いましたので府としてやっていけることがあれば関係部局との調整も含めて行っていきたいと思います。

【委員】

ご指摘は１７ページの「重点項目」に入れてほしいということであると思います。少しそのあたり検討していただくと。

【委員】

　１９ページの①で「景観に与える影響が大きい屋外広告物については、安全対策を強化するとともに、景観誘導等を・・」と書かれているのですが前回答申いただいた内容から見ますと現状経年劣化している屋外広告物をどうやって適切に維持管理していくのかということが重要であると考えています。実際空き家の問題もありましたが屋外広告物についても経年劣化してボロボロのものもあり、景観を阻害しているものもあると思います。安全対策を強化するというより維持管理を所有者、占有者の方が適切に管理していくよう、来年度改正の条例の内容入れ込んでいただくことで適切に管理する意識付けができるのではないかと考えます。

また１５ページの「景観特性に応じた取り組み方針」で色んなところでの方向性が示されて、当然、河川、山、湾岸、歴史については景観に見合ったものをつくっていかないといけないと思っています。道路軸においても全てにおいて広告物を規制するとなりますと兵庫県のある市では規制強化がされ壁面に突出している屋外広告物が１㎡以下でなければならなくなりました。デザインするとき１００ｍはなれて１㎡の看板が見えるのかというと中々難しい話です。行き過ぎた規制を行うより適切な表示面に見合った方向性が大切なのではと感じています。

【事務局】

　１点目は経年劣化した屋外広告物についてですが、安全対策の中に今回８月にいただいた答申を基に更新の際、点検を義務付け、近々議会に上程を予定しております。適正な維持管理からの安全対策になるのではと思います。一番問題となっているのは手続されず、朽ちているような看板です。これは撤去等の措置を行なっていくことになろうかとは思いますが２０ページの⑤で「マナー、意識の向上」というところで手続違反の削減ということをいっていければと思います。

　もう１つ看板の規制の話ですが、前回和歌山県の空港付近で実効性の伴わない厳しい規制を行なっていた禁止区域をデザインや大きさを統一すれば許可する規制に変えたという事例があるとお教えいただきましたので１９ページの①の「景観誘導と併せた屋外広告物規制を検討する」というところで景観誘導と実効性のある規制を検討し、課題等についてご指摘がありましたら今後施策の具体化の際、ご意見いただければと思います。

【委員】

　１９ページの「表現は安全対策を強化するとともに」という意味合いが、規制一辺倒に聞こえるというご心配だと思います。ですがそうではないと。「適切な安全対策を」という意味だということですね。安全対策は必要だけど過度にならない、安全対策を考えなくてもいいような部分まで強化する必要はない、緩和の部分、景観誘導が適切に進むようなものを考えてください。

やはりゾーニングをある程度考えないと歴史的なところ、保全的なところ、京都のようにきちんと抑えていくところと道頓堀のようににぎやかにいくところと積極的に屋外広告物を出して行くところ両極端の場所がある。そういうところのバランスも考えてほしい、安全対策のために広告の自由をつぶさないようにしてほしいということですね。

そういうと交通標識のほうが問題なのです。全国どこも一辺倒でやっています。歴史的なところも広告過密地域でも同じです。デザインを考えると昔に比べればマシになっていますが。

【委員】

　規制のあり方についての議論になっていると思いますが、ポジティブかネガティブだと思います。ネガティブは「これをやってはいけません。でもそれ以外なら何をしてもいいです」となります。逆にポジティブな規制は「これをしましょう。でもそれ以外はしてはいけません」となります。それをどんな風に表現していくか何かポリシーを持って取り組んだほうがいいかと思います。

【事務局】

　ポジティブ、ネガティブな規制についてのご意見ですが、これは場所によるかと思います。非常に歴史的なまちなみで景観が特化しているところについては「茶色系にしなさい」というようなかなり限定的な規制をすることも必要になってくるかと思いますが、逆に市街地でそうすると反発を招き、表現の自由の阻害ということもあります。ポジティブ型とネガティブ型の規制は場所によるところが大きいのでまた規制検討の際は参考にさせていただこうと思います。

【委員】

　２１ページの道路景観づくりですが道路だけではなく鉄道軸というのもあるのではと思うのです。１７ページでは道路軸の中に道路等のところに鉄道の記載がありますし、１５ページの「鉄軌道沿線では」言葉が出てきていますが、十三や淡路のあたりを見てみても色々思うところがありますのできっちり道路だけでなく道路軸の中に鉄道系を入れておいたほうがいいのではないかなと思いました。今後、路面電車も出てくる可能性がありますので沿道整備をインフラに伴ってやることが非常に重要になると思います。

もう１点は２１ページの⑥で「大規模構造物についての届出追加等」とあるのですが、中身として思い浮かべるものは郊外の太陽光パネルが景観的に大変課題になっているので府としての考えを言葉で入れてもいいかと思います。

最後に言葉遣いが気になってきまして、「努める」「推進する」というのはあると思うのですが「景観の形成をはかるべきです」という表現は強すぎるので調整していただいたほうがいいかもしれません。

【委員】

　最後のご指摘は各章、各節のリードセンテンスのところだけに使用されていて委員会の答申として意見をのべているという姿勢を形にしてほしいということでこういった表現をしていると説明を受けております。それ以下のところは一般的な語尾になるよう整理していただいているようです。

【事務局】

　最後の質問から、委員のおっしゃるとおり、リードセンテンスで「すべきです」という表現になっており、それ以降の部分は「取り組む」、というような一般的な表現になっています。１５、１６、１７ページについては説明文にリードする部分がないので文章全体に「すべきです」という表現がついています。これは審議会の答申ということで行政に物申している資料なので最終的に行政計画となる際には表現を改めて行く予定です。

　また鉄道についてですが確かに前段のところに１５ページの道路軸の中に「鉄軌道沿線」とか「鉄軌道」と書かれております。ただ鉄道自体で項目を書くというのはなかなか難しいと考えております。また中で議論しているのは大阪でモノレールを延伸していくという計画しておりますのでモノレールの駅舎等については景観に配慮していくべきであると思いますし、できると思っています。道路軸の記載に線路を書くのは非常に悩ましいところがございますが駅舎の内容の追加を検討します。

　さらに、太陽光パネルについては色々議論があがりまして、太陽光発電というと住宅やビルの屋根の上に設置されているものも含まれますので、そこまで規制するのかという部分も出てきています。景観阻害要因になっているかもしれませんが一律にこのビジョンに記載していくのはどうなのだろうというところでございます。

【委員】

　鉄道ついてはマイナスばかりな面と捉えるのではなく、路面電車の開発などをうまく活用するという視点があると思うので２１ページに思います。

またソーラーはかなり問題になっているので全域ではないですが自然景観の中に入ってきたときにはやはり課題になりますので、そういうところがあったほうがいいと思います。また、具体的に２１ページの⑥の届出の拡大は何をイメージされて記載しているのでしょうか。

【事務局】

　そこは高架道路や橋りょう等のような土木構造物をイメージしています。現在は他の自治体では対象になっていたりするのですが大阪府の景観の届出の対象に入っていないので、大阪府も対象にするかしないかも含めて関係部局と調整しながら検討していきたいと考えております。

　太陽光パネルにつきましてはご指摘のとおり問題になっているところも出てきており、実は議会でも言われております。大阪府としては住民が知らない間に設置されていることが問題であると認識しており、太陽光発電の所管である経産省でFIT法が出され許認可と言うか電気の購入とかされておりますのでそこと連携して事業者に対し、住民への丁寧な説明や対応をするように指導するなど「大阪モデル」と呼んでいるのですが、経産省と連携して対応しているのが現状でございます。

【委員】

　ご指摘はメガソーラーだと思うのです、特に遊休農地に設置されるもの。メガソーラーなんかは２１ページの⑥の大規模構造物といえるでしょう。書き込むかどうかは検討していただくとして、先ほどおっしゃったように住民とのトラブルが起こったときの調整の仕組みを考えていく。取り組みとして書き込むならメガソーラーの規制ではなく大規模構造物そのものの住民とのトラブルについて調整する仕組みを検討する。

【委員】

　この大規模構造物の届出でネガティブな意味ではなくポジティブな意味でオール大阪としてのビューポイントとして例えばライトアップされた橋りょうをもっと増やしましょうとかプラスの方向で思いが伝わるような書き方ができないでしょうか。点在するランドマークがあると思いますのでそういったことを思いました。

【事務局】

　届出対象の中で手戻り対応する形になると思います。誘導という言葉が入っておりますがまた改めて会長とご相談させていただきたいと思います。

【委員】

　少し話しが戻ってしまうのですが、屋外広告物の規制について活用も検討していくと口頭ではご説明いただいているのですが文言で見るとやはり規制のほうが強くなるきらいがあります。ご提案として１９、２０ページのところでまちの賑わい創出ということで①の「公開空地等の活用やみどりづくりなど」のあとに「良好な屋外広告物を活用し・・」等の言葉を入れていただくと我々としては非常にうれしい。

あと、これはどちらかというと規制の話ですが昨今ＬＥＤが安くなり、技術も進んでディスプレイ型の広告が増えてきています。大きいものが出てきてかなり照度が高い。近隣の建物の壁の色が変わるほどで、生活に影響が出ている方もいるのではないか。それについては行政が規制していかないと明るさを規制する条例などがないのでクレームも出しにくいし止めるほうも根拠がない。ここについては何らかの規制を出していったほうがいいと思います。

【委員】

　夢洲の夜間景観の規制計画をつくっておいたほうがいい。ＩＲきたらどうするということで。

【事務局】

１点目の①のところですが広告物についても道頓堀のような大阪の名所は賑わいがメインみたいなところもあるので書き方については相談させていただきます。

　デジタルサイネージについての規制については思いあぐねるところがあります。課の認識はあるのですが、規制していけるのか、規定していけるコンセンサスあるのかというところがありまして。

【委員】

　前に一度阪大の先生と一緒に検討した経緯がありましたよね。

【委員】

　それで一度答申をしたと思います。基礎資料の中に入っています。

【事務局】

　ご指摘のとおりつくったことがあるのですが中々難しいということでお蔵入りになっている。

【委員】

　時期尚早ということでお蔵入りしているということですよね。問題意識はあるのですよね。それを景観行政の中でどうやって扱うのかということ。

　検討したのですがね。制度化していない。ここはペンディングですね。

【委員】

　２点ありまして、空き家等のご指摘もありましたが、１９ページの「適切な規制誘導による景観づくり」の視点として景観の劣化防止ということをいれてはどうかと思います。空き家の放置も同様ですね。それとあわせて既に良好な景観が形成されているものをいかに維持管理していくのかというところを何か支援していく制度的なものを考えて行く時期にはいってきていると思います。

　２２ページの「公共事業のＰＤＣＡサイクル」のところで、こういうことをやるときには景観形成目標が大事で、「実施にあたり景観を意識するため」と書いてあるのですがこれはこれでいいのかもしれませんが一番大切なのは景観形成目標を設定することだと思います。維持管理やできたものを評価するためには一つの指標が必要になると思いますので少しそういったところを盛り込んでいただけないかと思います。

もう１つは１７ページの夜間景観のところで「山間部や住宅においては、過剰な照明を用いない」と書いてあり、この部分は大事な部分だと考えておりまして、ここに「歴史的なまちなみ」も含めてはどうかと思うのですが。

【委員】

２２ページのＰＤＣＡサイクルの景観形成目標が大事ではないかということですがそのとおりだと思います。評価するときは何を評価するのかということがいつも問題になりますので。目標があればそれが評価の対象になる。「計画・企画構想段階」のところにつまり実施設計前に景観形成目標を基本計画の一部としてなるべく考える姿勢、制度、事業の進め方を考えるように書くのかどうか。目標を最初にどこかに書けということです。法律でも目標はある。行政事務ということであればなおさら目標がないと評価できない。

【事務局】

　企画構想段階の中で景観目標が必要になってくるかと思いますので調査、概略、基本計画と抽象的な表現になっていますが、そこは景観形成に関する目標というところを入れていきたいと考えております。

　１７ページの歴史的建造物の話で重点項目には入っていて、「歴史的な建築物やまちなみの夜間景観には色温度に配慮」とありますがもう少しいい表現があればお教えいただけたらと思います。

【委員】

　大切なご指摘で私も賛成です。重点項目にはもちろん入っているということで、ご指摘のあった１７ページの「山間部や住宅地においては・・」の箇所に「歴史的まちなみ」と追加するだけでよろしいかと思います。

【事務局】

　ありがとうございます。ではその方向で検討いたします。

　景観の劣化防止の件ですが、維持管理みたいな話かと理解しておりますが・・・。

【委員】

　良好な景観が主語にきたらそれはむしろ「保全」ではないですか。

【事務局】

　そういうことですと１９ページの③に「景観上重要な建築物又は樹木の維持保全及び継承・・・」というところで維持保全の表現をさせていただいております。これについても市町村と連携し、重要なものについては景観重要建築物、樹木に指定を進めていこうと考えております。

【委員】

　重要なものもあるがその次の段階で良好な景観がある。それは一般的な景観とは少し違う。そういったものは結構あります。重要だけでは括れないというご指摘だと思います。

【委員】

　１８ページ以降の取り組みのところですがそれまでの景観の特性だとか細かく調べていただいているわりには平坦などこの都道府県でも言っていることだという印象でした。これが大阪府ならではのユニーク取り組みだというものがあれば、文章構成的にも上位の位置的においていただくといいのでは、と思います。民間企業とか府民がわくわくするような機運が出てこないと実現しないと思うのですがそういうものはありますか。

【事務局】

　これは重点項目の箇所に、まだ予算の関係上、表現が見えづらいところがあるのですが例えば１５ページの河川軸の箇所であれば重点項目に「淀川のなどの河川沿川の歴史・文化等のストーリー性を楽しめる景観資源の発掘、活用に努める」としておるのですが沿川の自治体や関係団体を中心に淀川舟運の事業を進めております。その中で景観資源を発掘して、物語のようにつなげていくような地元との協議会を作る取り組みを行なっています。

また、１６ページの歴史軸の重点項目では３１年までの経過措置期間がありますが百舌鳥・古市古墳群において周囲の規制より厳しい規制を行なっており、世界遺産登録にむけて高さのある屋外広告物は撤去が望ましいということで関係団体とも調整しまして補助金制度を検討しております。

さらに、１７ページで土地利用の重点項目で「市街地調整区域における土地利用に当たっては、周辺の環境に配慮した景観形成の誘導」ということで市街化調整区域では一般的に市街化を抑制することにされているのですが、幹線道路沿道ということで産業立地などの土地利用が可能な場所もあります。最近ですと既存集落が過疎化しており空き家の増加の問題もあったりしますので、大阪府としては市街化調整区域の産業立地や市の都市計画マスタープランに書かれていることを前提に許可するという制度をつくっております。その中で景観について例えば沿道の緑地化や色彩の規制などに配慮するというような内容を検討できればと考えております。

１６ページ山並み・緑地軸の重点項目ですが生駒山系においては「生駒花屏風」構想を進める、これは府県もまたいで奈良県と一緒に構想し、この地域については色んな樹木等ございますのでそういったものを活用して景観づくりを行い、協議会等もつくっていくということで、具体的には表現できていませんが、検討しております。

【委員】

「きらめく世界都市・大阪の実現」が売り言葉になるのですが、それがぱっと出てこないというご指摘は仕方がないのかなと思います。京都ように古典的なやり方とかあるいはドバイのようなイケイケどんどんのやり方とかとも違う、色んなものを総合的に付け足していって全体的にバランスのとれたという表現がいいのか悪いのか。特徴がないということになっているのかもしれません。

【委員】

　細かい点になりますが、１９ページで、委員から景観協定についてのご指摘がありましたが、場合によっては緑地協定のような制度も明記してはどうかと思います。あらゆる制度を網羅するというわけにはいきませんが景観を担う重要な制度だと思いますし、必ずしも利用が進んでいないようですがまちづくりを進めて行く上ではアナウンスという意味でも制度を明記したほうがいいのではないかと思いました。色んな法制度を含め非常に丁寧に位置づけていただいていると思いますが、地域地区制度とか景観地区制度といった都市計画法上の制度又は景観法上の制度が出てこないのは意図的にはずしておられるのか、単に抜けているのかうかがいたい。

また、先ほど空き家の問題とか劣化防止の議論がございまして特定空き家になってしまうと撤去できるということですが、私はそうならないようにすることも非常に重要だと思っています。例えば千里ニュータウンで空き家が増えてきてほっておいてしまうと特定空き家に至ってしまう。それに至らないうちに活用すると。景観づくりの枠の中だけでできることではないですがそういうことも視野に入れて検討していただければと思います。

【事務局】

　ご指摘どおり色んな制度をクリアするという意味では重要なところだと思いますので検討させていただきたいと思います。

　それから都市計画制度についての記載がないとのご指摘ですが２０ページの④「法令に基づく歴史や自然環境等の保全」というところに書いているつもりなのですが、各種法令を括りすぎているかもしれません。都市計画制度という景観地区、風致地区等の指定等もあり重要な制度なので追記していきたいと思います。

　続いて空き家のご指摘ですが景観施策だけでは難しく、空き家バンクという中古の流通のシステムもございますし、こういった施策も含めて追記できないか検討します。

【委員】

　大阪府の事業でよかったと思っているのが「石畳と淡い街灯支援事業」です。これは府内の良い景観をもっている場所を見つけ、修景整備に大阪府が支援するというもので、さらに地元にまちづくり協議会つくらせるとかそれに景観目標をつくらせるというような１９ページから２４ページをパッケージにしたような事業だったのです。全国的にも特徴的な事業だと思います。書かれているこの枠組みはこれで理解できますが公共整備の際、地域がやる気をだしてやっていくなら支援しますとか逆に地元が頑張るのであれば公共事業として入っていくと。そういうところが大阪らしいところだと思いますので検討していただければと思います。

あと、ＰＤＣＡのところで分かりやすいアウトカムの指標があってもいいのかと思いました。

あとは府内の市町村ができることと府ができることが混ざっている。景観は切り分け分担ができないものなのでそれはやむを得ないと思いますが府らしさを意識して書いたほうがいいのかとも思いました。委員が鉄道の話をしましたが、例えば狭山池、ダム、府営公園で面白いことをやっているのに公共空間の活用のところではそれが抜けている。全体として記述を府の中で今行っていることも含まれるような記述をしたほうが良い。

　最後にこれは情報提供なのですが和歌山県はこの４月景観計画の見直しをしました。工作物は高さの規制が多くメガソーラーは低いので対象にならなかった。そこで面積要件を加え景観の届出の対象にするといったことをされました。場所によると思いますが少しの基準の修正で景観の届出対象とすることが可能です。

【事務局】

　石畳の事業で修景とまちづくり協議会のパッケージ事業であったとのことですが、富田林の石畳事業は地元に協議会もできて、自立的にまちづくりを行なっております。先ほども申し上げたかもしれませんが１５ページのほうで淀川舟運を活用したまちづくりということで国の補助金も活用しながら景観づくりも含めてパッケージ的な事業を展開しております。今後どうなっていくのかということもありますが、我々としてもやっていきたいと考えております。ここに具体的に書きにくいのですが自転車道の整備も考えており、１３、１４ページの「大阪湾の景観を活かした景観まちづくり」ということでぼんやりと景観を活かして自転車道をつくって地域も巻き込んでいき、先ほどおっしゃられたようなパッケージ事業として取り組んでいきたいと考えております。

PDCAのアウトカムについてですがこの制度に関しては来年度以降、景観審議会委員のご意見もお伺いしたい。他の自治体の情報を聞いても策定に３年かかった等もお聞きしておりますのでなかなか難しいと考えております。アウトカムは事業によって様々ですし、どういった評価をするのがいいのか悩ましいので今後とも相談させていただきたいと考えております。

府と市の役割について２５ページに「推進体制」ということで府は市、民間団体に対して支援と欠かせていただいているのですが上のほうに「それぞれの役割を十分に認識し、連携して」ということでどこが主体か分かりにくいので内容を再度検討していきたい。

また府が行なっている事業については関係部局と調整しまして、書けるものは書いていこうと思います。

情報提供いただいたメガソーラーについては色々景観だけではなく住民との調整等、色々課題がありますので景観の一面だけではないのかなということで、住民への周知というところから府と市と国と協議会をつくって事業者に対して丁寧に説明していくようなことも考えておりますので今後検討させていただきます。

【委員】

メガソーラーの話で和歌山市でも県を参考にして現在太陽光発電について検討しているのですがまずガイドラインつくらないと調整区域の構造物ってすぐできてしまうということで、高さ制限、面積制限周辺緑化のガイドラインをつくりました。

また、総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画あたりの基本構想のような計画とこれの違いは地域別の目標がないということが他の計画と圧倒的に違う。市町村との関係もあるので景観行政団体に頑張ってなってくださいという立場で府が地域別をやりにくいということは分からないではないです。ですがフローの中では各事業については目標値をもってやらないとゴールが見えない。これについても地域別の景観イメージを府がそれぞれ本来もっておきながら市町村と話をするのが理想だと思います。

この資料は審議会の答申ですので絶対これを入れていかないといけないということではありません。しかし実際どうしていくのかということが大事です。最初は現況解析、１５ページから特性として景観形成地域に指定してきた地域なので書きやすい部分ですよね。こういうところに＋面的に規制していくのであれば土地利用計画の中で展開できます。しかしこれは場に落としてないデータで軸であるとか面であるとか、そういうもので今後のあり方を示しているので、希望的観測として具体的に面でどうやっていくのか今までの線的考え方面的考え方を検討してきているのでこれを現場に落として地域がもっているポテンシャルを景観形成に使っていくコンセプト、地域別目標値これらを持ちながら今後やっていく必要があるのかなと思いました。

　１６ページの「生駒山系の花屏風」構想の具体名称がこれしかない。道路軸の重点項目の道路沿いの民有地緑化は風の道で対応されているので書けるはずなのです。また、土地利用計画の中では歴史的なところでもあるのですが、大阪府の文化的景観は日根野の大木地区のみです。そういったところも具体名称を書けると思いますので、全体の具体名称についてはバランスを見ていただいて検討いただければと思います。実行可能性がないものについてご発言しづらいのは理解していますが提案としてだされる答申としての資料であれば具体的な名称も含めて出してもいいかと思います。

また和歌山ですが今度は歴まちというのは文化財の文化庁とか農水とかいろんなところがやっているところです。横のつながりの体制づくりとか、いろんなやり方で景観整備はできるので盛りこんでいただきたい。

【委員】

答申としては色々書いてもいいのではということですね。

パブコメの際はこの資料はどういった形になるのか。

【事務局】

　ほぼ同じ形で考えております。答申を踏まえた上で行政計画とするのですが、それについては委員の意見は重要だと考えておりますので、できるだけ答申を踏まえた形で計画にし、逆にそれが難しい場合は、この場でご説明させていただきご理解をいただきたいと考えております。

　また委員からご指摘ありました地域別の話については今回ビジョンでは他事業、他計画を比較してみて地域別の記載はしないということになりました。やはり市町村が景観行政団体になり大阪府は広域的な指針を示すところかなということでこういう形となりました。具体的に２０ページに「公民連携のプラットフォームづくり」に記載しておりますが、歴史的街道、河川等、それごとにある程度景観の方針を統一して施策等も調整して市町村とやって行く必要があると思っております。面的な方針をしっかり出して、それに向かって地域の市町村と連携していきたい。景観協議会等を設置していくということも考えております。景観協議会の中で方向性等の検討を行なっていって規制等展開していきたい。

具体の地区名を書く話ですが１５，１６、１７ページの上のほうについては具体的な地名を書ける範囲で記載しております。重点施策については施策に直結しているところなのでなかなか書きにくいところですが先生のご指示も踏まえ、書けるように検討していきたいと思います。

　最後にプロジェクトについてですがこれも各課と連携し、パッケージ化をしながらやっていきたいと思っております。これは庁内体制を整えて２２ページにも記載しておりますが「連携して、総合的、計画的、かつ効果的に景観形成に関する取り組みを推進する」ということですので様々な施策と連携して取り組んでいきたいと考えております。

【委員】

　２５ページに役割について書かれているが、ここの観点で整理していただくと分かりやすくなるかなと思います。景観法の場合、景観行政団体という新たな主体がいます。これをもう少し意識したほうがいいのではと思っている。そもそも景観行政団体が位置づけられた経緯は、地域に最も身近な市町村が景観行政を行うべきだ、しかし小さな行政団体にはその体力がないのでいったんそれを都道府県が担うということで景観行政団体に都道府県も、ということだと理解しています。

　その中で都道府県の役割として大阪府には３つの役割があると思います。まず景観行政団体としての大阪府、次に事業主体としての大阪府、最後に市町村の支援、調整を行う大阪府。この３つの違う役割が１つになって大阪府が担っていますので、整理して書き分けるなり、景観行政団体の役割を文章でもいいので抜き出して記述を強化すればいいのかなと思います。

　さらに２３ページにも書いてある通り、早く市町村に景観行政団体になってもらうための応援が一番大きい。２つめに府内の市町村が全て景観行政団体になったときの府の役割はどうするのか。私は市町村が行う景観行政を大阪府が広域的観点で調整するという役割が非常に重要であると考えている。現に河川、道路軸に書いている景観行政団体がうけているところで連絡調整していくことが書かれている。

全ての景観政策をやることが効果的なのかどうかなど大阪府が応援する立場もある。そういう意味で景観行政団体を柱に数行付け加えていただくとより分かりやすくなると思います。

　先のご指摘にもありました「大阪府らしさ」ですが、情報提供として奈良県の事例として奈良県知事がキャッチフレーズを付けるのが巧く、「きれいに暮らす奈良県スタイル」というのがあります。これは河川の清掃をしたり、景観施策を進めたりと色んなものをパッケージ化して奈良をきれいにしていこうということをやってそういった事業の冠に「きれいに暮らす奈良県スタイル」をつけるというものです。これをするだけで非常に分かりやすくなります。こういったことをやって府民運動を行っていくかは今後の展開ですが。

【委員】

　パッケージ化して最後、本来であれば「きらめく世界都市・大阪の実現」につながるべきだとは思います。

　市町村の連携調整について景観行政団体という主体の主旨が大切だというご指摘だと思います。

【事務局】

　またご相談させていただいた上で、調整させていただきたいと思います。

【委員】

　主な景観上重要な要素の中の土地利用特性の中に高層ビル群、うめきたが入っているのですが、「中之島西部」が入っていないですね。超高層ビルが来る途中もたくさん並んでいましたが。大阪市の代表的な、重要な要素から外れていると言われているようで西部の企業は怒るでしょうね。

【事務局】

　８ページの箇所は大阪市と相談させていただいて、景観上主な重要な要素ということで書かせていただいたものです。

【委員】

　ＰＤＣＡのアウトカムや指標を入れてはどうかと言う話がありましたが、そもそも評価システムをつくる前に発注書の見直しはどの程度されているのでしょうか。大阪府の思いを伝えるのは結局最終的にプロポーサルの募集要項であったり、評価項目であったり発注書だったりだと思いますのでそこから精査されればすぐに対応できると思いますのでご検討ください。

【事務局】

　現在も公共事業の際の指針はあり、それに基づいてやってくださいということにはなっておるのですが、我々もあまりフォローできていない状況です。ですから現状も自己点検のみで周辺に配慮してくださいというぼんやりとした内容の記載になっているのが実情です。発注部局に対してそれらを踏まえて発注するように言うにもしっかりとした評価システムがないとなかなか難しいのかなと思いますのでPDCAのシステムをつくる中で、発注書等に景観の視点を盛り込むよう今後調整していきたいと思います。

【委員】

　一言計画の段階で景観目標を作りなさいと入っているだけでも違うと思います。

【事務局】

　公共事業を行っている部局と話合っていきたいと思います。

【委員】

　市町村代表の位置づけで参加しているのですが、元々市町村会は環境厚生部会というものがあり部会長のあて職として今回参加しているのです。各自治体の代表として期待している。内側の人間でもありながら外側の人間ですので非常に参考になります。河南町は景観行政団体ではありません。しかし売りは「美しい河南町」というのをキャッチフレーズにしていて、独自条例で美しい河南町基本条例と美しい河南町環境条例、美しい河南町景観条例をつくるとマニュフェストにも掲げています。その条例をつくるときこの議論を参考にさせていただこうと思っています。環境を守ったり、葛城山系の中に広く分布しているギフチョウを守るために条例で保護等を謳っていますし、ご議論いただいている内容を市町村が実現していく際にこの議論を鏡にしてスタートしていくので非常にありがたい中で発言しております。

　市町村が細かいところで戦っているという実例を挙げたいと思います。１つ古いお寺がありましてその周辺に以上に綺麗な石畳がありましたが、アスファルトにするという企画書があがってきました。原因は高齢者が乳母車を押していたとき車輪を石畳に引っ掛けて転んでしまい、骨折してしまったからだということで、近隣住民から石畳をやめてほしいという要望が出てきたことでした。泣く泣くアスファルトになりました。

　また無電柱化ということで景観形成で無電柱化を謳っていますが、私も大賛成で、河南町も無電柱化しようということで開発がある度言っているのですが事業費が高くついてしまって若い人が家を買ってくれなくなるのでデベロッパーがしり込みしてしまい、進んでいません。

【委員】

　無電柱に関して私のほうからどうこう言うのは控えたいと思っているのですが、国土交通省から無電柱化と言われて特に東京都のデータを提供しますと、主要道路の沿道が約６０％、都内は約７％ということでほとんどできていないという状況です。全国的にみると年間７万本の電柱が立っており現在も増えていっています。

　それから費用についてですが電柱を抜いて共同溝を設置するとなると１キロメートルあたり５億３千円の費用がかかりなかなか推進できない。

　東京とは７月に無電柱化の条例を施行したようで平成２９年度予算は２５１億円を計上しているようです。現在の東京都知事は議員時代から無電柱について力を入れています。

　電柱と言うのは一次占用と二次占用というものがありまして一次占用は電線、電話線。二次占用が広告やアンテナ等です。それを地下に移すとなるとかなり困難なことになります。それから街灯、交通標識はほとんどが電柱に取り付けられており、電柱をなくしてしまうと、新たに街灯や標識を設置するための工作物を設置することとなり、それが新たな景観疎外要因となる可能性もあります。

【委員】

　大変難しいことであるということですね。ただ、無電柱化というのは金持ちの自治体のシンボルみたいなところがあるので、「きらめく世界都市・大阪」というのであればやはりちょっとくらい書いておかないといけないと思います。

　無電柱が進まないのは関電の責任ではありませんので、前向きに考えていけたらと思います。

　他にも色々ご意見があろうかと思いますが、時間も過ぎておりますので今日いただいた意見を踏まえて検討します。大方ご指摘いただいて答申の骨格はできていると思いますがこの会は事務局のほうにお預けいただきまして今日のところは締めさせていただきたいと思います。

　事務局お願いします。